

仲裁手数料規則

施行 平成 七・七・二一

改正 平成一一・三・二

平成一二・三・七

平成一六・二・一七

平成二〇・二・二六

平成二二・三・九

平成二六・九・九

平成二七・一一・一〇

(仲裁手数料の種類)

第一条 仲裁手数料は、申立手数料、期日手数料、成立手数料及びその他の費用とする。

(申立手数料)

第二条 申立人は、仲裁センターに対し、仲裁申立が受理されたときには、申立手数料として金一万円を納付する。ただし、事前に法律相談センターに相談料を支払った者の申立手数料は、金五、〇〇〇円とする。

2 仲裁センターは、受領した申立手数料を返還しない。ただし、仲裁人予定者が指名される前に申立を取り下げたときは、金五、〇〇〇円を返還する。

(期日手数料)

第三条 申立人及び相手方は、仲裁センターに対し、仲裁期日、和解期日又は準備期日の各手続開始前に、それぞれ、当該期日の期日手数料として、各金五、〇〇〇円を納付する。

2 申立人又は相手方のうち一方が、他方の期日手数料を負担する旨を仲裁センターに対して同意した場合には、この者は、前項に準じて仲裁センターに対し、自らの手数料に加えて他方の手数料を納付する。

(成立手数料)

第四条 申立人及び相手方は、仲裁センターに対し、仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合には、仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示された経済的利益の額を紛争の価格として、これに次の基準により算定した成立手数料を第五項により定める負担割合により共同して納付する。ただし、金一、〇〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 一 金三〇〇万円までの部分 八%
- 二 金三〇〇万円を超え一、五〇〇万円までの部分 三%
- 三 金一、五〇〇万円を超え三、〇〇〇万円までの部分 二%
- 四 金三、〇〇〇万円を超え五、〇〇〇万円までの部分 一%
- 五 金五、〇〇〇万円を超え一億円までの部分 〇・七%
- 六 金一億円を超え一〇億円までの部分 〇・五%
- 七 金一〇億円を超える部分 〇・三%

2 事案の内容、背景、公益性、当事者の事情、仲裁の経緯、その他特別の事情があるときは、仲裁センターは、前項の規定にかかわらず、紛争の価格を適正妥当な範囲内で増額し、又は減額することができる。ただし、増額する場合には、当事者に対し事前に意見を述べる機会を与えるものとする。

3 経済的利益の額が明確でない事案については、仲裁人又は仲裁人予定者(以下「仲裁人等」という。)は、事案の内容、背景、当事者の事情、仲裁の経緯その他の事情を勘案して紛争の価格を算定し、第一項の規定を適用する。

4 前三項の場合において、仲裁センターは、仲裁人等の意見に基づき事案の内容、背景、当事者の事情、仲裁の経緯その他の事情により、成立手数料を増額し、又は減額することができる。ただし、三〇%を超えて増額する場合には、当事者に対し事前に意見を述べる機会を与えるものとする。

5 仲裁人等は、成立手数料に関する当事者間の負担割合について、これを仲裁判断時又は和解成立時に定め、これを両当事者に告知し、仲裁判断書又は和解契約書に記載する。

6 成立手数料は、原則として、仲裁判断がなされた期日又は和解が成立した期日から十四日以内に、現金若しくはこれに準ずる方法又は仲裁センターが指定する口座に振込送金する方法で納付されなければならない。

7 仲裁センターは、前項の規定により成立手数料が納付された後に、仲裁判断書又は和解契約書を各当事者に通知し、又は送付する。

(その他の費用)

第五条 仲裁又は和解の審理に要すべき鑑定費用、証人日当、現場検証のための仲裁人旅費日当その他の諸費用については、仲裁人が申立人又は相手方の負担額又は負担割合及び支払方法を定め、各当事者はそれにしたがって仲裁センターへ諸費用を支払う。

第五条の二 仲裁手続規則第七条第三項に定める証明書の交付手数料は、一件につき千円(郵便料金等の実費を除く。)とする。

(消費税)

第六条 この規則で定める仲裁手数料の金額は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)に基づき仲裁センターの業務に対して課せられる消費税の額を含まない。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成七年七月二一日)から施行する。

附 則

第一条 第四条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て施行し、平成一一年四月一日から適用する。

第二条 第四条第一項の改正規定適用前に申し立てられた事件で、適用日以降に仲裁判断または和解が成立する場合の成立手数料については、なお従前の例による。但し、従前の例により算定された成立手数料が、第四条第一項の改正規定による成立手数料を超えない場合に限る。

附 則

第四条第二項、第三項、第四項、第五項及び第六項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成十二年三月十七日)から施行する。

附 則

第一条及び第四条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

第四条第三項から第七項(新設)まで及び第六条(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

第五条の二の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十二年三月十八日)から施行する。

附 則

第二条、第四条第一項、第三項、第四項及び第七項並びに第五条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十六年九月十八日)から施行する。

附 則

1 第四条第二項及び第四項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十七年十一月十九日)から施行する。

2 改正後の第四条第二項及び第四項の規定は、施行日以降の仲裁等申立てから適用し、同日前に受理した仲裁等申立て については、なお従前の例による。